化学物質管理者養成講習(取扱い事業場向け)

労働安全衛生規則の改正により、令和6年4月から、化学物質(リスクアセスメント対象物質)を製造し、又 は取り扱う事業場においては、化学物質管理者を選任し、その者に化学物質の管理に係る技術的事項を管理させ ることが義務付けられました。

この講習は、化学物質を取り扱う事業場(化学物質を製造する事業場以外の事業場)における化学物質管理者 を養成するための講習です。

事業場内で化学物質を混合・調合して(化学変化を伴うものを含む。)、事業場内で消費する場合は「取扱事業 場」となりますが、これを譲渡又は提供を目的とする場合は「製造事業場」に該当します。一方、小分け・破砕を 行って出荷する場合は「取扱い」に該当します。

- ① 実施日 申込書のとおり 1 実施日・場所
 - ② 場 所 当協会 講習場 (小城市三日月町堀江1721 25 0952-37-8277
- 2 定 員 60名 (定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目·講習時間

	講習科目	講習時間	時間
1	関係法令	0. 5	9:00
2	化学物質を原因とする災害発生時の対応	0. 5	
3	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	1.5	\$
4	化学物質の危険性又は有害性等の調査	2	
5	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必 要な記録等	1.5	16:15

(休憩時間は、1時間ごとに5分間 昼休憩時間は、50分間)

※講習科目の入替え等により、時刻が変動し終了時刻が遅くなる場合があります。開始時刻は、原則として変更し ません。

4 受講料 (※会員は、当協会に入会し年会費をお支払いいただいている事業場様です。)

●会 **員 12.100** 円 (テキスト・資料代金は補助。受講代金のみ。)

※うち消費税 1,100円

● **般 14.080** 円 (テキスト・資料代金 1.980円含む。)

※うち消費税 1,280円

5 申込方法

次頁の「申込書」に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ 本人確認書類 (自動車運転免許証など) の写し [詳細は「申込書兼受講票」に記載あり。]
- ※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091
- (1) 持参の場合: 当協会窓口に「申込に必要なもの」を持参してください。
- (2) 郵送の場合:現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。

〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会

(3) 振込の場合:「申込に必要なもの」①と③をFAXかメールで送付後、次の口座に振り込んでください。

(※FAXは、高画質で(解像度を上げて)お送りください。)

(※ FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いする場合があります。)

シャ) サガケンロウドウキジユンキョウカイ [振込口座] 佐賀銀行 水ケ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

当協会ホームページの│ネットから講習申込│から申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

FAX 0952-37-8278 Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp

6 注意事項

- (1) 入金確認後に本受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた段階では仮受付となります。
- 受付後に、頂いた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図・用意する物等の注意事項とともにお送りしま
- (3) 空き席がある場合でも、原則、3日前までにお申し込みください。
- (4) テキストは当日、配布します。

